公益財団法人ＪＲ西日本あんしん社会財団　公益充実資金等取扱規程

2023 年 1 月 1 日　第 144 号
改正　2025 年 6 月 19 日　第 82 号

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人 JR 西日本あんしん社会財団の定款第 13 条の規定に基づき、公益充実資金及び特定費用準備資金（以下、「公益充実資金等」という。）の取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第 23 条第１項本文に定める公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。）であって、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下、「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものをいう。

２　特定費用準備資金とは、認定法施行規則第 31 条第１項本文に定める将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることになるものに限る。）に係る支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものをいう。

（公益充実資金等の保有に係る理事会承認）

第３条　この法人が、公益充実資金等を保有しようとするときは、理事長は、事業の内容毎に、その資金の名称、将来の特定の公益充実活動等又は活動の名称、当該公益充実活動等又は活動の内容、計画期間、実施予定時期、積立限度額及び積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業の内容毎に承認するものとする。

(1) その資金の目的である公益充実活動等又は活動を行うことが見込まれること
(2) 積立限度額が合理的に算定されていること

（公益充実資金等の管理・取崩し等）

第４条　前条の公益充実資金及び特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の公益充実資金等を含む。）と明確に区分して管理する。

２　前項の資金を当該資金の目的である支出以外に充てるために取崩す場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止及び積立限度額の変更についても同様とする。ただし、公益充実資金を他の公益充実活動等の支出に充当する場合であって、緊急を要する場合は、理事会の決議を経ずに行うことができるものとする。

３　前項但し書きによる場合、事後に当該取崩しの内容を理事会へ報告するものとする。

（公益充実資金等の公表）

第５条　公益充実資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、定款第 58 条第８項に定める事業報告書及び計算書類等の事務所備え置き、閲覧に準じて、事務所に備え置き及び一般の閲覧に供するものとする。

２　公益充実資金の公表は、前項によるほか、認定法施行規則第 23 条第１項第２号に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに行うものとする。

（公益充実資金等の経理処理）

第６条　公益充実資金については､認定法施行規則第 23 条第２項及び第３項並びに第 30 条第１項及び第２項に基づき、経理処理を行う。

２　特定費用準備資金については、認定法施行規則第 31 条第１項、第２項、第４項、第５項及び第６項に基づき、経理処理を行う。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補足）

第８条　この規程に定めるもののほか、公益充実資金等に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則　　この規程は 2023 年１月１日から施行する。

附則　　この規程は 2025 年６月 19 日から施行する。